

令和3年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 9 月 16 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 議案第88号 四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第2 議案第89号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第90号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第91号 令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第92号 令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第93号 令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第94号 令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第95号 令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第96号 令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第97号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第98号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第99号 令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第100号 令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 認定第1号 令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 発委第3号 四万十町議会決算特別委員会の設置について
- 第16 四万十町議会決算特別委員会委員の選任について
- 第17 発委第4号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について
- 第18 議員派遣の件について
- 第19 閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 追加日程第1 議案第101号 損害賠償の額を定めることについて

追加日程第2 議案第102号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第3号）

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

追加日程第1から追加日程第2まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	味元和義君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	清藤泰彦君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊谷敏郎君	危機管理課長	西岡健二君
企画課長	川上武史君	農林水産課長	池上康一君
にぎわい創出課長	小笹義博君	税務課長	吉岡範満君
町民課長	本山桂三君	建設課長	竹内幸喜君
健康福祉課長	長森伸一君	高齢者支援課長	三本明子君
環境水道課長	小嶋二夫君	教育長	山脇光章君
教育次長	浜田章克君	生涯学習課長	林瑞穂君
学校教育課長	岡英祐君	農業委員会事務局長	西田尚子君

農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	田 邊 真 司 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |   |             |
|---------|-----------|---|-------------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 | 長 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |   |             |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 3 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議の前に、8 番下元昇君より、昨日の一般質問の発言について一部訂正の申出がっております。これを許可します。

8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） 昨日の私の一般質問 1 問目のネット販売推進協議会の質疑で、事務局を担っております四万十ノからの買上げして売る部分で、私は定価の上に30%上乘せして販売すると言ったと思うんですけども、夕方、四万十ノからにぎわい創出課を通じて、あれは定価ではなく、仕入れ値で売った分に30%の上乗せだから訂正していただきたいという旨がありましたので、この場を借りて訂正します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、議案第88号四万十町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番中屋康君。

○10 番（中屋康君） 過疎地域の持続発展計画ということで、今回説明いただいた中に新たな事項で四点入ってきています。移住定住の関係、地域における情報化の関係と子育て環境の確保、それから再生可能エネルギーの利用です。

一点だけ、この再生可能エネルギー利用の推進について、別冊で令和 3 年度から 7 年度に係る発展の計画という冊子をいただいております。その別冊の計画書の47ページに再生可能エネルギー利用の推進と書いてあります。内容については、太陽光発電あるいは木質バイオマス等の町内で産出される再生可能エネルギーを増やすことで、エネルギー資源で賄う地産地消を目指していきたいと書いてあり、現況と問題点として、地球温暖化対策事業の実施によって太陽光発電機器等のハード面は順調に推進したが、現在頭打ちの状態と書いてあり、続いて計画については、令和 3 年から 7 年度は四万十町木質バイオマス利用促進事業に重きを置いていくと書いてあります。

太陽光発電については現在、家庭用発電もメガ発電もありますけれども、そういったところは順調に推進したが現在頭打ちの状態ということと、今回、事業計画は木質バイオマスの事業内容が書いてありますが、この太陽光発電のいわゆる持続的発展のために併用した形の計画がないように見てとれるんで、そこの辺りのウェイトというか考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 「地球温暖化対策事業の実施により、太陽光発電等のハード面は順調に推進したが」となっております。ただいま、この事業は町の補助事業を停止しておりまして、現在、推進は難しいということでこういう表現になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） じゃ補助事業が現在のところ中止というか、一旦立ち止まっている理由だけ聞いておきます。どういったことで太陽光発電事業について、町からの補助なり、後押しが頓挫しているかとを聞いておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） この事業を推進してまいりまして一定の事業成果が出たということで、一旦停止しているところでして、今後、需要、要望等があれば、また事業として再開したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 一定の成果が上がったともとれるお答えもいただいたのですが、そこは今から検討して、この太陽光発電については今からなお促進すべき事業だと思いますので、やはり一つの計画に入れて、町を挙げてやっていったらどうかなと思いながら質問しました。木質バイオマス利用の促進と書いてありますが、これは一応、町内外の需要に対して燃料制度や原木の流通販売を推進するといったところですが、具体的な動きとか考え方は、どういったイメージでこの計画の中に落とし込んでいるのかだけ聞いておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） この再生可能エネルギーの項目については、先ほど議員もおっしゃられたとおり、幅広い形で再生可能エネルギーはあるわけですが、先ほ

どの太陽光のようなものについては、買取り価格が低減していることもあって、これ以上なかなか進めていけない状況だと認識しております。そうした中で、本町において再生可能エネルギーといえはまずは木材であろうということで、木材を中心にエネルギーを循環させていくということであれば、具体的には現状、建築材等で使用されていない端材のようなものをどう活用するかということです。

一つ、大きな流れとしては、高知市内にそうしたものを発電に使っている施設がございます。町内でなかなか発電施設は難しいと思いますけれども、そちらに材を運んでいける仕組みをつくる。現状では、そこを継続して行っていくということですか、町内においては熱源として使うということで、今年度も予算計上しておりまして、そこはまた別の議論があるわけですが、町内においては熱源で利用できないだろうかということで、今後ともそういった事業を考えていきたいということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私から。今、木質バイオマスの説明をしましたが、中屋議員がご指摘のとおり、これまでもだんだん議員の皆さん方から、屋根に置いた家庭用の太陽光の自家消費の必要性は感じています。現在CO<sub>2</sub>の削減、それからSDGsの取組も含めて、内部で検討しています。まだまだ具体的な事業化になっていないのでここに記載しておりませんが、できれば太陽光自家消費、地産地消といったものをしっかりやることによって、CO<sub>2</sub>の削減につながるという思いを持っています。今、環境基本計画の策定中ですので、その辺の動きも含めて、今日、そういった視点でのご質問、恐らくその方向で進めたいと私自身も思っていますので、貴重なご指摘をありがとうございました。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 形式的な質問かも知れませんが、私の解釈では、普通、計画書というのは最初にこの計画を立てる目的が述べられて、それで順次項目がつけられていくという解釈をしていますけれども、この計画書には目的というところがないままに基本的な事項でいきなり入っています。これはどういう意味があるのかをまず一点と。それから、中屋議員が質問された47ページの再生可能エネルギー利用の推進のところですが、町長が環境基本計画との調整もしながらと言われましたけれども、やはり環境基本計画の第2期ですので、第1期よりはもう一歩進んだ具体的な地産地消になっていくと思いま

すので、それと連関した中で、よりそれへの手当てという位置付けで、ここはしっかり詰めていく必要があるんじゃないかと感じました。

それから、文化的施設の推進事業に関連する項目が幾つかありますけれども、ハード面に関しての記述はこの中には載っていないです。合併特例債をベースにと説明を受けてきましたので、それなのかなとは一定思いましたけれども、この三点について、答弁をお願いします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 三点、ご質問をいただきました。

まず一点目の、目的がないというところです。この計画については、提案理由の説明、その後の補足説明もしましたけれども、新たな法律が制定されたことでこの計画を、日本全国の過疎地域でつくっています。目的については、その法律にも明確に書かれておりまして、補足説明で申し上げましたけれども、今までの過疎地域自立促進法には過疎地域の役割ですとか課題、それから今後のあるべき姿の展望などが法律上明確になっていなかったところを、今回の持続的発展の支援に関する特別措置法の前文で理念として過疎地域の役割、課題などが明確に法律上規定されています。その理念を追求するに当たっての目的も法律上明確にされていますので、そこをあえて計画書にまた再度書くことは今回省いています。

以上です。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私から文化的施設についてご説明したいと思います。

こちら、ハード面の整備が記載されていないということで、議員おっしゃられるとおり、こちらは文化的施設に関連してソフト事業について掲載しております。項目としては、移住定住、地域間交流の促進、人材育成での文化的なプログラムといったものの実施ですとか、あるいは教育の振興では図書館という項目がございますので、その図書館としての移動図書館のサービスとそれに関連する運営経費を掲載しています。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 環境基本計画のことについてお答えします。

現在、第2期環境基本計画は住民アンケート、事業所アンケートを実施して、その集計をしております。議員がおっしゃられたような内容にできるだけ沿える形でこれから計画をつくっていきます。

以上です。

○議長（味元和義君） 4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 目的については一定、課長からの説明で、そうなのかなとは思いましたがけれども、私が考えるのは、この過疎法は時限立法でしたよね。それが今、説明の中でも出てきたように、過疎地域の増加なり、今まで対象になっていなかったところも拾い上げるという位置付けの中で、改正されてきたと説明を受けましたし、そう理解しているわけですが、そうであればなお、我が地域の具体的な計画ですので明確に。法律に目的が明確にうたわれても、それはインターネットで調べてみいということでは決してないと思いますので、やっぱりそれだけのものを私はここに落としとしてしかるべきで、そのことによって地元の地域に、より密着した計画になるんじゃないかなと思いましたので、もう一度だけ、そのことについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、環境基本計画との整合性では、環境基本計画が今策定中で、もう半年ぐらい過ぎていきますので、是非、第2期へ入っちゃうことを意識して、しっかりした整合性をお願いしておきたいと思います。

図書館については、大体ソフト的なものをこれで対応するということですが、過疎債も確か70%は交付税で返ってくると理解していますので、そうであればこのハード面で不足する部分があれば、一つはやっぱりここに落とし込んで、万全の対策をする必要があるんじゃないかなと思いましたが、この点はいかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 過疎計画の中に文化的施設について落とし込まれているのかどうかについて、若干の補足説明を申し上げます。

本文中の41ページに社会教育というところがございまして、その中に社会教育施設、関連施設については、喫緊の課題として、図書館・美術館等の機能を備えた複合型文化施設の整備を計画しておりということで、一応本文中には施設整備を念頭に置いた記載をしております。個別の事業計画については、必要に応じて各年度の事業計画に落とし込んでいくということで計画しています。

以上です。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私からも説明します。

合併特例債と併せて過疎債の活用についても記述が必要ではないかというご質問だった

かと思いますが、今回の事業については合併特例債を予定しているということで、過疎債に関しては全国的な枠あるいは高知県での枠が決められています。そういった中で今の事業規模を考えたときに、全体的な過疎債の適用は難しい。合併特例債と過疎債の合わせ技もなかなか難しいと考えておりますので、現在のところは合併特例債を予定しております。ただ、こちらが先ほど生涯学習課長からご説明したように、記述はしておりますので、仮に期限等延長になって合併特例債の適用が難しいといった状況になった場合にはこの計画を変更して、過疎債の活用も検討したいと考えております。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 目的の部分についてですけれども、先ほどお答えしたとおり、目的は一応法律に明確に書かれています。持続的な発展の支援にというところで今回の法律はより今までの法律よりも、単なる自立ではなくて、そこからさらに発展していくところまで踏み込んでいきたいと思いますという目的の書き方に法律上もなっておりますので、その中で今回四つぐらい、個別の事項の追加にはなっておりますが、それぞれの事項でも目的もありますので、一定、議員のご指摘もごもっともですけれども、一旦はこの状態で計画としては実行しながら、今後、実施の段階で検討させていただけたらと思います。

○議長（味元和義君） 4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） 一定理解しました。目的がないからいかんという立場で申し上げているわけではないです。ただ、こうした過疎地域というのは、まだこれから過疎化が余儀なくされる状況の中で、手当てを何とかしていくという明確な部分の中にこの計画があると理解しますので、やっぱり、それをうたい込むのはしかるべきやないかと私は思います。これはまた次の見直しがあるでしょうから、その辺に向けて検討をお願いしたいと思います。

それから、文化的施設の関係については、記述があると大元政策監からの答弁でもありました。もし何らかの事情で合併特例債に課題ができたときには、この過疎債の運用も考慮した中でここに落とし込んでおると理解したので、私の質問を終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 四万十町の過疎地域持続的発展計画についての、先ほど、理念が明確化されて、持続可能な発展、持続的発展に理念が変更してきたり具体化したということで、いわゆる発展というものを今までは、高度経済成長の中では高い建物を建てるだと

か、そういう発展というイメージが強くあって、目指せ東京、目指せアメリカ、ニューヨークみたいなことを大きく言われてきていたと思うんですけど、それをしていたら地球は破滅するということまで来て、ようやくそれぞれの豊かさをその土地で育んでいこうという流れがないと地球は破滅していきますよ、暮らせなくなってきましたよ、砂漠化していきますよという状況の中で、この発展計画が捉えられていると思うんですが、私も再生可能エネルギーのことについてお伺いしたいと思っています。

先ほどの話で、発展というものに関して四万十町としてはどのような捉え方をしているのかを、一步踏み込んだところでお伺いしたいというのと。太陽光発電が一定の事業成果が出たということですが、これは売電する形になっていると思いますので、地産地消という、そこでつくってそこで使うところまでにはまだ結び付いていないと思うんですよ。一定依存的なところも残していると思うので、より自立した考えを持つためにもここでつくってここで使うという、例えば、ここではバイオマスのことを言われていますけど、先ほどの答弁であった、高知に持って行って売るみたいなことは持続的発展とはちょっと離れていると思うんです。

例えばバイオマスの工場を造って、窪川の地域の給湯を賄っていこうとか、エアコンを自分のところで賄っていこうとかならイコールになるんですけど、計画自体が支離滅裂だと進むべき道を見失うというか、何をもって持続的発展としているかをはっきりさせておかないと依存型になっちゃう。そこがないとできないということになるので、やっぱりこの四万十町は山、川、海全てがそろっているすごく豊かな土地柄で、持続的発展が本当にできるところなので、太陽光発電のことも一定成果が出たとするのではなくて、計画ですので、より具体的なものとして立ち上げるというか、明確に書いてもいいんじゃないかなと。

計画自体も多岐にわたっていますし、そういうものを国から一定提出してくれということになっていると思うんですけど、やっぱり四万十町はどこを一番軸にしてやっていくのかということ、もう少しポイントをしっかりと絞るところが必要なのではないかなということでお伺いします。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 最初の質問であります町としての発展をどう捉えているかという質問に対してお答えします。

まずは、今回の新過疎法については先ほど課長からお答えしたように、これまでの自立

的な発展、自立促進という視点から持続的発展と、大きく踏み出す方向が変わってきております。繰り返しになりますけども、改正内容は四万十町もこれまで取り組んできた人材育成であるとか雇用機会の拡充、そうしたことが今回の過疎法の大きな目的になります。

そういうことを踏まえて、やはり町としては、これまで四万十町が取り組んできた取組にさらに魅力をつけていくということになろうかと思えますし、それを具体的に11ページに記述しております。四万十町における持続的発展のための基本目標ということで8項目、こうした具体的な目標を定めておりますので、各事業について、この基本目標に沿って進めていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 太陽光発電の今後についてですが、確かに議員おっしゃられるとおり、FIT制度、10年の買取制度が大きく変わりまして、今後は蓄電池等、電気の地産地消についても検討しなければいけないことになっております。また、この内容については、環境基本計画等、個別計画で踏み込んだ形でお答えしたいと思います。

以上となります。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 少し答弁が抜かっておりましたので、なお、この新過疎法については10年間の時限立法で、令和13年3月31日となります。今回、議案として提案しておりますのは令和3年度から7年度の前期計画となります。また、後期計画という議案もこれから出す必要も出てまいりますので、ご指摘等をいただいた部分については、また後期計画でも対応できると考えています。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 承知しました。あと、19ページの畜産振興対策の関係ですけど、肉用牛のえさについて国外からの輸入飼料が大きなウェイトを占めていて、飼料価格の高騰によって生産農家の経営を圧迫するということで、町内で自給が可能で、コスト低減にも一定の効果が見られるイネの生産供給に取り組むというポイントだとか、次の資源循環型、環境保全型農業の推進というところで、有機農産物のニーズも高まっており、環境に優しい有機農業を広めることにより増産体制の確立を目指す。高付加価値化に結び付けていくという点が書かれていて、すごく期待ができるなと思うんですけど、この前期計画の中でそういうことを進めていきながら、後期計画では一定、またより広げていく形になっていくのか、どういう感じのステップを踏んでいくのか、お伺いしたいです。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 議員がおっしゃられた点について、現状では畜産の飼料は、飼料用米という人が食べないお米を生産することで経営所得安定対策を実施していますし、環境保全型については環境直払制度等がございまして、その中でもGAP等の取得ということを進めています。

有機農業については、国策としてこれから進めていこうという方向になってきておりますけれども、出口対策がどうしても難しい点もございまして、そうした状況も踏まえながら、町としてやれる部分についてはしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 承知しました。あと、出口対策の部分でも給食で使っていくだとも含めて、また前期の取組をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 私は一点だけというか、32ページで水道施設の件です。この現況と問題点の中で、水道については今後、老朽化した配水管の更新等が順次必要となってきますと書かれており、その対策も書かれています。ただ、今後、老朽化した配水管の更新等が必要になってくるとしか読めんわけですが、現在は耐用年数を経過した水道施設等はないのかなと。単純に疑問に思うのは、昨年3月で簡易水道事業を廃止して水道事業特別会計になったわけですが、その節には水道料金の値上げが行われました。その提案の中で、上げる理由としては、やはりこういった改修が必要だと、そのためにも住民に負担をお願いしたいという説明でした。

が、これを見ると、今は水道管施設、管は大丈夫よと、しかし、今後5年間の中で耐用年数も来る配管も出てくるのではという計画にしか読めんわけですが、その点、今は大丈夫なのかという点と、それと同じページで公営住宅については、私の地元でも大変老朽化した町営住宅がたくさんあるのは毎日のように見受けられるわけですが、そのためにも建て替えや補修等の対策が急務となっています。また、併せて若者定住を目的とした新規住宅の整備は、これはあくまでも若者定住に特化した町営住宅を今後、建てていきたいという読み方なのかどうなのかね。大正地域にはそういった若者に特化した住宅は建設されてい

ないし、十和地域にもそういったものはない、窪川地域には昔あったわけですが、その点どう読んだらいいのか。古い住宅を直しつつ、また若者に特化した住宅も新たに造っていきましょうよという計画だと読み取っていいのかなのか。その二点についてお答えください。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） まず、今後、老朽化した配水管の更新等、順次必要となってきますという点についてですが、今年度、現在は老朽化した配水管の取替工事を予定しておりません。ただ、日常生活内での調査とかご連絡いただいた部分で漏水等ありましたら、またその漏水を復旧するとともにその管の状態を確認して、必要があれば交換工事をしていきたいという状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 公営住宅についてですけど、住宅事業についてはいろいろな目的で住宅が建設または改修、整備されております。町営住宅は、昭和27年建築という建物もあったりしますが、順次、古いもの、また老朽化の激しいものから整備しております。それと同時に移住定住とか、目的に応じた建物も状況に応じて、計画もしております。農家住宅といったものもあります。定住に向けた目的に沿ったものも順次整備していかなければならないということで記載しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大体理解しました。ただ水道施設について、当然、課内では各地域の水道管の布設がいつされたのかは記録にあると思うわけですね。大正中津川では、よく水道工事業者が来て道路を掘ったりがあったがですよ。それが単なる車による漏水なのか、ちょっと分かりませんが、この計画はやはり今後とか書いていますので、耐用年数が来る前に変えるべきだと私は思うわけですが、聞いたのは、今はもう耐用年数を超えた水道管の管路はないという見方でいいのかなのかだけお答えください。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 今、水道管は大丈夫なのかというご質問ですが、確か、前水道環境課長が、大規模な修繕には及ばないけども小規模な修繕が必要な箇所はあるという答弁をしていましたので、そうしたことが町内の実態だと思います。なので、今回、配水管

の更新をこの過疎計画の中でも位置付けて、過疎債を適用してそうした更新に当たっていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号四万十町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第89号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩をいたします。10時25分まで休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第3、議案第90号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 文化的施設整備事業についてですけれども、今議会に実施設計等の予算を提案した理由については執行部から、16項目にわたって整理されて、パネルを用いて説明を受けました。今年3月に町長宛てに提出された建設反対の嘆願書や、あるいは6月定例会において議会が不採択とした事業計画の見直しを求める陳情書など、事業の中止や見直しを求める声がある中で、施設の規模も含め、実施設計の着手に待ったをかけるかどうかの判断を現在迫られておるところです。

議員として慎重な判断が求められている一方で、事業については、基本設計や基本計画の策定、基本計画と議会や町民への説明、さらには意見公募手続などを含めて手順を踏んで進められており、議会としても計画策定や基本計画、基本設計委託料などの予算を認めてきた経過がございます。そういったこれまでの手順や今後のスケジュールの中で仮に、実施設計に係る予算を今回見送った場合、先送りした場合には行政としては今後どのような影響が懸念されるか、心配ですので聞いておきたいと思います。

1 回目の質問を終わります。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） これまでの手順に関連して、今後どのような影響が懸念されるかといったご質問だったかと思います。

まず、最初に心配されるのが開館の予定時期です。これについては、意見公募手続すとか議会の説明の手順を踏まえた上で、令和元年度に策定しました基本計画で令和4年度の開館を予定しておりました。つまり、来年度の開館予定でしたけれども、現在のところ、計画から2年遅れで令和6年度の開館を予定していますが、これは順調にいけば最短で3年後ということで説明したところでして、これがさらに延びる懸念がございます。

これについては、慌てる必要はないといった声もあろうかと思いますが、心配される点として、最も心配される点を挙げたいと思いますが、予算の議決を経て進めてまいりました基本設計とか、今後のスケジュールに合わせて関係者の皆様と協議を進めてまいりました用地購入が、これまでの手順に関係する今後の様々な契約行為にいろいろと関連してきて遅れると思いますし、それに伴う事業そのものの遅延も心配されるかと思います。これが大きな一点目です。

また、二点目は、それに伴いまして事業の財源として計画をしております合併特例債は令和7年度が借入れの期限ですので、こちらが場合によっては借入れができなくなる、活用ができなくなるといった心配もあろうかと思います。

二点目の合併特例債については今申し上げたとおりですけれども、そこに大きく影響します一点目の契約行為、こちらに関しては、例えば今回、実施設計の予定を先送り、見送られた場合、例えば3か月とか、あるいは半年とか、先送りになったとしても、それがそのままスライドするということは考えておりませんで、先ほども申し上げました契約、様々な問題と関係して事業がさらに遅れる場合がございますし、あくまでも可能性ですけれども、場合によっては損害賠償だとか、そういった責任に発展する可能性もあるかと町としては考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 具体的に詳しく説明をいただきました。今、説明があった、これまでの手順に関する今後の様々な契約行為における課題や、それに伴うさらなる事業の遅延ということから、具体的な説明をしていただかないとなかなか難しいかなと思いますので、もし具体的なことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 具体的な内容ですので、少しお時間をいただきまして、この場をお借りしてご説明したいと思います。

先ほど申し上げた契約に関して二点ございます。その二点のうち、まずは用地の問題です。文化的施設については旧役場本庁舎跡地への建設を予定しておりまして、令和元年9月定例会の行政報告において、町長からその用地について表明したところです。この際に、この用地については基本的に寄贈を受けた町有地ですけれども、工事の際に進入路として確保すべき用地がございます。こちらは民有地になっておりまして、最終的にはアプローチ棟が建つということで今、基本設計が出来上がっておりますけれども、これについては、先ほど申し上げたように、基本計画の令和4年度の完成に向けて地権者の方々と交渉を重ねてきた経過がございます。既に事業が大幅に遅れておりますけれども、地権者には再三にわたってお願いして、今、随分長く待ってもらっている状況です。

これは地権者の好意に甘えている状況ですけれども、これがさらに遅れる場合に、事業そのものに対する信頼も含めて、本当の仮の話ですけれども、気持ちに変化が見られるといった場合も想定されます。また、場合によってはその間の補償ですとか、あるいは損害賠償にもつながってくる可能性もあると考えております。もちろん地権者には大変好意的に協力していただいております、そのようなことに発展することはないとは思っておりますけれども、町としては、いつまでもその好意に甘えるわけにはいかないと考えております。

続いて、契約に関してですけれども、具体的な説明の前にまず、前提となる条件をご説明したいと思います。ご承知のとおり、基本設計については令和元年度の当初予算において議決をいただいております。ご説明したとおり令和2年度末にはこの基本設計が完成していますけれども、この基本設計の業者選定に当たり、これは公募型のプロポーザル方式で選定しております。全国に募集して、18の事業者から応募がありまして、1次審査、そして2次審査を経て当時の委託先に設計を発注しております。

大事なところは、この委託先を公募した際にその条件として、本業務に直接関連する実施設計については、基本設計時における設計と実施設計の成果に的確に反映するために、本業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定ということを条件として付しておりました。これは一般的な基本設計、そして実施設計の手法だと考えております。この際に問題といたしますか、心配される点ということで、通常はこの基本設計業務が完了した後、直ちに実施設計に移ることになりますけれども、これがいまだに実施設計の契約に至っていないというところと、また受託予定者にとっては予算措置の担保、つまり契約の保証がないという状態です。

この基本設計に関しては、昨年からの新型コロナウイルス感染症の関係で、そもそもこの委託期間を半年間延長しております。この際に、金額についてはもう増額なしということで、そもそも半年間延長してきたわけですが、令和2年度末で完了しまして、それから今さらに半年間が経っています。実際その基本設計の業者からは、やはり企業ですので、実施設計に至らないとなれば、継続的にこの契約を実施設計に至ることはなかなか難しいかもしれないといったご相談もございました。ですけれども、そのような状況の中、やはり設計業務抜きではこの業務を進めていけませんので、業者と検討しまして、特にサービス計画の策定に支障を来す恐れもありますので、検討を行った結果、事業を停滞させるわけにいかんという思いも持っていただき、4月以降これまで半年間、9月補正までという条件で、様々な場面で今サポートいただいている状況にございます。

しかし、仮に今回この補正予算で実施設計等が見送られた場合に、今後についても具体的な手段とか、あるいはその手順が示されなかった場合に設計事業者としても、このような不確定な契約のためになかなかこれ以上待つことはできないといった状況も想定されるかと思います。それによって実施設計をやむなく受託することを断念せざるを得ないといった状況になる可能性もございます。これに対して、契約に至らなかったことに対して、現在待ってもらっている状態で、あくまでも可能性の問題ですけれども、その基本設計業者から責任を問われるといった心配もされます。

また、設計業者については、先ほどご説明したように公募型でやって提案もしていただいているわけですが、その基本設計に対して、施設の規模等も含めて修正が言われた場合には、やはり言い換えますと自らの設計を否定されたということにもなりかねませんので、その場合に設計業者から受託を拒否されるといったことが懸念されます。そうなった場合に、可能性ですけれども、もしかすると、基本設計から設計業者の選定をし直さなければならないと。それによって予算等もまた重複して発生する恐れがあるかと思っております。

少し長くなりましたが、以上です。

○議長（味元和義君） 1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 具体的に説明をいただきました。この案件はどうもこういう問題が起きるかなということで質疑しておりますが、プロポーザル方式によって実施設計あるいは契約の問題等について、今詳しく説明がございました。今後、事業のさらなる遅延、あるいは契約等における責任問題については一定理解しました。

事業のさらなる遅延によって、具体的にはどのような問題が生じるのか、その辺りについて、もし分かっておれば簡潔でよろしいので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） それによる具体的な問題というか懸念事項ですけれども、先ほどご説明したとおり、基本設計が完了し、実施設計に未着手という状況に今ございますが、つまり、現在設計者がいないということになっております。これに伴って今、作業が止まっている状況にございます。特に意見公募手続で様々な意見とかご提案をいただきましたけれども、これに対する設計変更の協議ですとか、あるいはサービス計画そのものへの反映が今滞っておるという状況にございます。なかなか設計業者を入れないと具体的な見直しはかけられないと考えております。そういった意味では、今後、設計等をどのように見直していけばいいのかとか、あるいはサービス計画についてどう進めていくのか、今後の見通しが立たない状況にはございます。

そういったサービス計画を進める上での仕様とかがなかなか示されない状況の中で今、サービス計画で予定しております施設の開館前から提供を予定していた様々なサービス、例えば移動図書館、これは先ほどの過疎計画にもございましたけど、令和4年度には車両を購入して開館前からサービスを始めるといったものですとか、十和分館の問題も全てサービス計画に記述しております。これが施設とサービス計画は一体的に進めていくと、設計と一体的に進めていくことにしておりますので、設計が進まないとうこういった協議ができない。つまりはサービス計画で提供していこうと考えている様々なサービスも遅延していくことになろうかと思っております。あくまでも可能性ですけども、そういった様々な影響があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今回は質問を省こうかなと思っていましたが、今のやり取りを聞いて、若干私自身疑問に思うので、何点かただしてみたいと思うわけですが、今、政策監から答弁がありました。自分たちの計画が大変遅れてきたというのが、あたかも議会サイドが遅らせたかのように私は受け取りました。遅れてきた原因はどこにあるのでしょうか。

それと、今までも多数、民間の用地の買収をしてきました。今、聞けば、待ってもらっ

ておると、遅れると可能性として損害賠償もやむなし。全部可能性ですね。それは分かりません。恐らく個人売買と違いますわね。町の用地買収は議会の議決を得ないかんわけですよ。そういう条件の下で交渉してきたと思うんですよ。そこで損害賠償が発生する余地がどこであるわけでしょうか。今、予算計上してきたがですよ。否決したら損害賠償が発生する可能性もある。いかにも議会が悪者になるような、答弁ですよ。

まず一点は、今まで遅れてきたのは議会サイドに問題があるのかどうなのか、その点。用地買収については、契約が成立しない場合は損害賠償が発生するという点、あり得ますか。必ず私であれば、議会を通さねば用地は買えませんという条件の下で、今まで交渉してきた経過があると思うんですよ。それをいかにも議会が通らにゃ損害賠償が発生するかもしれん。そんな脅しはやめてほしい。その二点、答えてください。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） まず、この遅れてきた理由が議会サイドにあたかも責任があるかのように聞こえたということですからけれども、こちらはそういったことで申し上げたものではございません。議会と行政が共になって進めてきた事業で、結果として今遅れてきていると申し上げたわけです。その点をご理解いただきたいと思います。と思っています。

もう一点の損害賠償に関しては、田邊議員も言われたように、あくまでも可能性ではありますけれども、これが必ずしも損害賠償に発展するということでもありませんし、もちろん請求されるというわけでもありません。ただ、様々な問題で、個人的にそれは損害賠償を提起することはできるかもしれませんが、そういった意味での可能性ということでお伝えしたものです。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、答弁いただいて、町民の方はお分かりだと思いますが、はっきり言うて、私が質問しなければ恐らく何か議会サイドに問題がありそうな聞き取り方を私はしました。じゃ、具体的に聞きましょうか。恐らく全部通ってきたと思うわけですが、今まで用地買収の中でそういう損害賠償が発生し、訴えられたことがありますか。多分ないと思うんですね。今まで全部通ってきたらばないわけですが、今の答弁はいかにもこの予算が通らなきゃ大事になるぞと、所有者から損害賠償も起こされるかもしれんぞと。私はそんな客観性のない答弁は控えてほしい。強く言って終わります。答弁は要りません。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 私は穏やかに質問したいと思いますが、実は討論形式になったら言えませんので、この予算書の関係で質問したいと思います。

1 番議員が先ほどいろいろ質問した項目について、ほぼ今日は質問したいなというところがありました。その辺りのことについては答弁いただいたので、十分承知する部分があります。なお再確認させてもらうという意味合いですが、今回、この補正予算が出ました。出た前後ということでもないんですが、私のいろいろ知り合いやら、それから地域の皆さんから出てくる話が、こういう複合施設が進んでいると、予算も非常に大きなものが動いている、16億円といった概算的な予算額が歩き始めているといったところで、それを受けて、やはりちょっと規模も大きい、あるいは将来のランニングコスト的なものをもうちょっと、5,000万円が7,000万円ぐらいになったという辺りを縮小できんかといったお話も、何人からもいただきます。片や、やはりこの老朽化した施設を、早く造り上げてもらいたいという話もいただいておりますので、実際そういう背景の下でいろいろ我々、一議員として判断はしていかないかん立場に今あるわけです。

今回、この補正予算が出ました。実施計画が終わって、これからサービス計画に移る、それから設計委託料が今回出ましたので、これに基づいて議会として判断する立場になりました。ということで、今までの各町民からもろもろのご意見もいただきながら、その背景を勘案しながら、どうかこの状況下で、その後、サービス計画に移る、あるいは実施設計に委託する前の段階で、町民の皆さんの声を何かの形で今のこの頃合いで反映できて、執行部に話ができて修正ができればという思いがあって、いろいろそういった議員間でもそういった横の話の訴えがございます。

ということで私自身も、それからほかの議員もそういった意味合いで、この部分についての今回の補正予算の判断について非常に苦慮するところです。私としては、2年前、3年前から、ちょうど教育民生常任委員会に籍を置いていましたので、この複合施設の建設については前向きに聞かせていただいておりますし、今後、形として複合施設的な造りをしてもらいたいなと思っております。これも合併特例債の枠の中で、できれば執行部の予算のかなう場面の段階で造り上げてもらいたいという思いがありますので、この時点で先ほど申し上げたもろもろの町民の背景も聞きながら、例えば、この時点でそういった補正予算に対して修正案等々が出て、それがもし採択された場合、その修正ができるものなのか。現実的にこの期間の中で、先ほどちょっと政策監が言ったように、もう2か月3か月ぐらいのスパンではとてもできないというような、1 番議員の答弁にありましたので、も

う一度私も確認させてもらいます。

もし今回の予算が没になった場合、今後の修正的なものがどういう形で可能になるのか。それから基本設計に、例えばそれが立ち戻って、それは一部修正ができるものなのかどうか。その辺りも、町民の皆さんも聞いておりますので、分かりやすいところでもう一度明確にいただいたほうが私の今後の判断行動につながっていくと思いますので、それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 仮の話だと思いますけれども、今後、設計等の予算が見送られた場合、これが立ち止まったといった場合に、今後どういった形で進めていくのかということですので、先ほど、基本設計の話がございました。そして、1番議員にもご答弁したわけですが、基本設計に関しては先ほどご説明したとおり、プロポーザル方式によって決定した業者がその信念に基づいてコンセプトをつくり上げて、今つくってきたものです。これから先どれぐらい延びていくのかにもよるかもしれませんが、何らかの形で、実施設計だとか基本設計の変更の予算だとかといったものが見えてくるのであれば、また別だと思いますが、現時点では9月末までしかなかなか待てない。そもそも3月までしか待てないというような、なかなかそれ以上続けていくのは難しいという返事もいただいておりますので、こういったところを考えますと、ただ単にこの基本設計を別の業者が引き継いで実施設計に移行するだとか、あるいは、この基本設計を変更するとかは、技術的には可能なかもしれませんが、これまでサービス計画とともにこの基本設計をつくり上げてきました。そちらについては我々も、前任者も含めて、しっかり対応させていただいたと思っております。

これを今、単純に基本設計の変更をする、あるいは規模を縮小するといったことについては相当な時間を要するものだと考えております。町にも技術者もおりますけれども、そういったところに対応できるものではなくて、ある意味、基本設計の最初の段階に戻ってやり直しをするというぐらいの覚悟は我々も持っておりますので、設計者としても多分そういう思いだと思います。これが通らなかったからとなれば、それを若干縮小するだとかにはなかなかないと思いますし、それには相当な時間、また経費も発生すると考えております。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 仮定の話の質問で大変恐縮でしたが、そういう形になった場合につ

いては了解しました。

もう一点だけ、今回これがサービス計画に続いていくということで、先ほどのサービス計画のリンクの話もされました。ということですが、十和分館の動きというのは、これも先ほど、先般の冒頭のスケジュール表なんかでいただいておりますので、このタイムスケジュールでいくと十和分館がリンクされるという認識でいいんですね。それだけもう一回確認させてもらったら。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） このサービス計画についてはこれまでもご説明申し上げてきたとおり、基本計画においてサービス計画と設計を一体的に進めるという考え方の下で進められてきております。サービス計画も令和2年度から着手しておりますし、それと併せて基本設計を進めています。

この基本設計が今出来上がった状態ですけれども、これ前提として十和分館をどういった施設にしていくのか、あるいはいつ頃開館をして、その間を走らせるような移動図書館もどういった形で走らせるのか、全てリンクしていくことだと我々は考えております。そこも含めて十分な協議を重ねてきたつもりでもございます。

そういった意味でいきますと、この文化的施設そのものが遅れるとなりますと、そういったスケジュールそのものの見直しが必ず必要になってまいりますし、先ほどご説明したように同時進行でいくと考えますと、このサービス計画は年内に案を決定して、年明けの1月から2月にかけて意見公募され、もう一度行いまして年度末に決定していくというスケジュールはお示ししたとおりですけれども、そういった計画が大幅にずれてきてまいります。そうなりますと、今のスケジュールで言いますと12月と申し上げましたけれども、来年、例えば移動図書館を購入する予算について来年度の当初予算に計上するだとかといったことの見通しが立つわけですが、このサービス計画がもう少し先に延びていきますと、様々なことの予算も1年先送りとなってこようかと思えます。そういった意味では分館についても、必ずとは言いませんけれども、遅延が生じるという可能性は十分あると考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からも補足といいますか、ご説明したいと思います。

私もこれは精いっぱい、真剣に取り組んでまいりました案件です。議員の皆さん方もそ

ういった真剣に取り組んでいただいたというのは私も承知しております。先ほど来、補償の問題が出ましたけども、例えば一例を挙げますと、我々としたら令和元年9月、2年前に都築邸からいただいた土地を使って造っていこうという表明も9月定例会でさせていただきました。その中で先ほど来説明がありましたように、入り口がどうしても狭あいですので、ここの購入はやむなしと。ただその前段で中間管理住宅の要望がこの所有者からはありました。それはちょっと私の段階で差し止めさせていただいて、議会に提案して、鑑定評価、さらに地籍全体の確定測量等もお認めいただいて、やりました。その結果として、所有者にこういった状況で、今この価格でという交渉は当然しております。やはり、それがないと次へ進めませんので。この今の段階で造るときには買うがよみたいなことではなかなか具合悪かったということで、議会に上程して、鑑定評価もした経緯があります。

それで、私としたら本当にそれぞれ議員の皆さん方からも真摯なご質問を受けてきました。平成29年の検討委員会にも出させていただいたときには本当に熱心に、若い方とか様々な方が参加していただいて、これを積み上げていきました。基本構想、基本計画、さらにはワークショップ、様々な展開していただきました。それぞれ今回の、身の丈に合ったというご指摘もいただきましたが、我々としたら、やはりそういった手順を一定踏まさせていただいて、ここに至っております。ですから、やはりここで一定、面積を半減せえとかということもあるかもしれませんが、そういった積み上げによって一定のご理解もいただいて進めてきた事業である以上、やはりここで我々執行部で、安易に「そしたら」という話には、私はなりません。ですから、やはり今回は精いっぱいのご説明もして、上程して、ただ先ほど、12番議員から指摘がありましたように、この予算が通らなかったら、こういうことが予想されるというご理解をいただければと思います。

当然、今までの進め方においても町の説明不足があったりとかで責任は当然感じておりますので、その結果として4月から現在まで再度延ばしたところです。新型コロナウイルス感染症の関係もあってなかなか作業ができませんでしたけども、やはり私としては精いっぱい、そのときそのときの手順を踏まさせていただいて進めてきておりますので、是非その辺も含めて、いろんなご意見があると思いますけれども、私は将来に向けて、中期財政計画の中でも維持管理においても、十分に我が町の財政状況では耐え得ると判断しての上程ですので、是非そういったことは分かっておるということでご理解いただいておりますけれども、改めて、この事業の責任者として、ちょっとご説明といいますか、そういったことをどうしても言わせていただいて、審議に行っていただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 同じ事業についてです。だんだんとお2人の議員がただしていただきましたので、一定その点についての理解といいますか説明は分かります。こうして1億1,000万円余りの予算、それも話をお聞きしていると、基本設計ができて、それが去年、令和2年度末やったですね、今年3月にできた。そしたら、それと連動して時を待たずに実施設計へ移らないかんというのは、3月時点で当然想定されちゃったと思うのに、当初予算に上がらずに、あえてこの補正予算。まして9月になって、もう遅い、議論する場がないぎりぎりの期間に持ってこられた理由を、まず一点は確認しておきます。

それと、説明資料でも、住民にも大元政策監がパネルを使って説明されました。特に非常に巨大プロジェクトで、私も一般質問やりましたけれども、本館の建設費の3分の1に相当するようなですか、36億円やと私は記憶しとるき、ちょっと計算と違いますけども、その財源手当てとして特例債という説明を受けました。私の勉強不足かも分からんですけども、説明を受けた住民の方は70%の補助があるやったら、そら安うにできるやいかという受け取り方をされてたし、私もある面ではそういう印象を受けています。

70%分は普通交付税で後日手当てされるということでしたので、今そのことを振り返ったときに、この資料にも大体、普通交付税は、当町の場合は大体毎年六十四、五億円ですか、その金額ですけども、もしこういった形で借入れを起こして、当然年間一定の返済額と利息が出てくるわけですけども、この普通交付税を算定するある基準で出てきた数字と別枠でその手当てを、交付税がこれは文化施設の分ですという形でプラスアルファで出てくるのであれば、言われたように理解できます。けど、六十何億円の中にそれが含まれちゃうとしたら、これをするによって普通交付税という、地方行政が自由に使える財源がそれだけ制約を受けることにならせんのかというのが、私の理解不足かも分からんですけども、疑問が残る点です。それが二点目です。

それから、基本計画が実施設計、これはプロポーザル方式で、随意契約でいくと、これは明確にこの基本設計をプロポーザルでやったときに今の業者にそういう前提条件の中でやられてきた、これは承知します。そうであれば、もう実施設計を積み上げるのに、基本設計の部分がほとんど変わらないという、大枠の部分は変わらんという答弁もありましたので、それを考えると、それほど時間を要さないかんものなのかどうか、ここが私はまだ腑に落ちないところがあります。そして、この7,700万円の実施設計料、通常は実施設計

料は事業費の何%を上限としてという決め方で算定されると思いますけども、ここの根拠ですね、積算基礎、それについてお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 第1問目のなぜ当初予算で計上しなかったのかということです。確かに私たちとしても当初予算に編成する方針で取り組んでまいりました。ただ11月でしたか、嘆願書が出ましたので、その中で議員からのご指摘もあって、やはりここはそこをしっかりと、サービス計画の素案もまだ示せていない状況なので、サービス計画は確かに実施計画と連動していくということもありましたけども、やはりここは可能な限り延ばそうよと。そして地域の皆さん方にご説明もさせていただこうということで、既に全員協議会等々でご説明があったと思いますが、本当にご説明に伺ったり、問合せに答えたりといったことで時間をとってまいりました。

本来でしたら、確かに当初予算に提案するということで現場と打合せして進んでおりましたけれども、やはり750名余りの皆さん方の嘆願を非常に重く受け止めたので、そこは地域へ入って、また、さらにはそういった皆さん方にも説明して、ただ、内容的には場所の問題であったりとか、規模の見直しであったりがありましたので、それについては回答しました。場所についても真剣に調査した結果もつなげていただいて、この9月補正予算に計上しました。本来でしたら当初予算に計上するというのは全く変わっておりませんけども、そういった住民の嘆願書提出があったことを重く受け止めての結果ですので、ご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 続いて、特例債についてのご質問に対してお答えします。

ある意味、借入れに対して70%の補助があるんじゃないかと。それが別枠としてプラスアルファされるんだったら理解できるということだったと思いますけれども、おっしゃられたとおりプラスアルファと考えていただいたら結構だと思います。といいますのは、それぞれ起債を借りますと、その返済額に対しての70%が毎年交付税の算定する基礎に含まれてまいります。言い換えますと、もしこれを借入れなかった場合はその分交付税が減ると思っていただいたら分かりやすいかと思います。その分、事業をやって返済をする分だけ、その70%は必ず交付税が増えると、プラスされると思っていただいて、借入れなかったらその分減るといいますか、ないと思っていただければと思います。そういったところで、事業によってしっかりこの部分の返済額に対しては交付税が措置されるとご

理解いただきたいと思います。

これについては交付税の仕組みとなつてまいりますので、もしご理解いただけなかったら、改めて財政班長からでも説明したいと思います。

もう一点目のプロポーザルで契約したと。その後の実施設計については、それほど時間がかかるのではないんじゃないかといったご質問だと思います。これについては先ほどご説明したとおり、サービス計画と並行してやっていくということが決められております。基本設計である程度の仕様は見えて、これでやっと見えた段階ですけれども、それに合わせて今度、サービス計画はどんなものが提供できるのか。今それを検討していて、先日、皆様には案をお示ししたところですが、こういった設計をしながらサービス計画を積み上げていく、またサービス計画をやりながら設計を煮詰めていくといったものの作業をやっていくという進め方としております。ですので、サービス計画を進める間は必ず設計が並行して必要になってくるということで、このサービス計画は来年3月末で完成する予定ですので、そこでサービス計画が確定しましたら実施設計の仕上げに入っていくことになります。ですので、約1年間は必要になってくるかと考えております。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 先ほど政策監から説明もございましたが、ちょっとだけ補足として説明しますと、普通交付税において、先ほどの合併特例債の返済額が措置される、それは基準財政需要額に算入されて、交付税が措置される形ですので、仮の話ですけど、令和3年度の交付税が約65億円措置されておりますが、昨年度に仮にこの合併特例債を借りておったと、返済があったという形になればその返済に対する7割部分が上乗せされて入ってきます。先ほど、普通交付税が減るという表現がありましたが、交付税が減るというものではないです。

古谷議員のおっしゃった大体六十何億円のうちに含まれているというのは、全体の部分が入っているというわけではなくて、様々な積み上げで計算されたものになりますので、その中に今度、合併特例債を借りたということであれば公債費の返済額がまたその部分に組み込まれると、上乗せされるという表現になります。今回、借りるといった形になれば、交付税がその分六十何億にプラスアルファされるという形です。借りなければ減るのではなくて、上乗せがないだけです。その総額が増減というのは、借りたことで返したお金の7割が組み込まれるよと、借りなかったらその7割分はもちろん借りていない、返していないので組み込まれないよといった表現でご理解いただけたらと思います。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 実施設計委託費の根拠、7,722万円ですけど、これは基本設計委託業者からの見積額です。この金額が妥当かどうかということで、国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算基準」というものがございます。これは、高知県においても活用している委託費の算出方法ですけど、これに基づいて算出しました。基本設計時の床面積が1,976.80㎡という床面積でしたけど、これにこの基準に基づきまして係数を掛けて算出しております。その結果、8,495万3,000円という金額が算出されました。こちらが高いので、この金額を伏せて業者からも見積りをとった経緯がありまして、安いほうの業者の見積りの金額で今回示したところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） 町長からこの時点で当初予算にすべきやったというご回答でしたけども、確か751名の反対嘆願書が令和3年3月3日付やったと思うがですけども、反対の751名の嘆願書、私たちが説明を受けた説明資料の中には3月3日付で受理したということでしたので、そしたら、それは言うたら当初予算を編成する前、ぎりぎりのところなのかも分らないですけども、前になるんじゃないかなと私はちょっと疑問を続いて持ちました。

ほんで、そのことによっていろいろな取組の部分の時間が必要で、ぎりぎりのところまで落とされてこの9月になってしまったと。この6か月間は、この事業を私たち、議員として判断する上に非常に厳しい期間でした。それが当初の計画に上がっておればその辺の、今問題になっておる期間についても、もうちょっと期間のぎりぎりのところまで期間をとって説明をしていくという、この場面がどこかでできるはずですのでやったんじゃないかなということで非常に、こんなこと言うたらいかんけん、私は今のは飲み込めますけども、そのことがタイトで、もうぎりぎりで、ここでやらんとどうもならんみたいな、その仮定の話の説明をこの議会の場で説明されましたけども、私はちょっとそこは納得できません。それは議会としてしっかり振り返りをした中で、議会としての判断をなすべきであってしかるべきやと思います。

それから、普通交付税で手当てされることについては私の勉強不足だったのかなということで、一定、言われたことなのかということですけども、算定基準の数字にプラスをされて、それで来るというやっぱり説明は、この合併特例債で7割補填をされるというところ

ろのもう一つのしっかりした裏付けの部分として、補足説明はあつてしかるべきやと思いました。これは財政の部分ですので、総務常任委員会でしっかりその辺のところも勉強して、私も勉強せないかんですけれども、その公債の位置付けをどう捉えるかということで、これ、若干見ますと、公債の部分は20億円ぐらいの借入れがあつて、新たな、この末の予想で、例えば10億円ぐらい公債の残高が増えるような計画の説明があつたと思いますけれども、その説明の中にそういったほかのいろいろな、合併特例債だけじゃなくて過疎債の部分もこういった部分の中には当然出てくると思いますので、そういったことを踏まえたときに、やっぱりしっかりとしたそこの辺の位置付けは、説明としてしっかり補足的にしてほしいと、これはもう要望です。

それから積算については一定理解しました。確かに基準でいって、国土交通省の基準の部分よりは安いところでいって、この金額は妥当であるという判断をされたという答えで、その専門的な部分は分かりませんが、随意契約ということでいけば、今後この予算が通ったとしても、事業主体ですから、さらにこの部分の精査していっぱいまで圧縮する、この取組は税金を使われる執行部の位置付けとしては、当然なけりゃいかんと思いますので、その辺についての対応、考え方をこれは町長からお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 第1問目で確かに私もちょっと言い方がまずくて申し訳ないんですけれども、11月頃から署名活動が始まったというのを私の支援者から情報が入りましたし、当然、情報がほかの方からもありました。予算の最終編成に、回答が3月やったと思いますけれども、やはり、いろいろと今後の説明の内容とかも含めて整理しながら取り組んできたところですが、予算編成が大体2月の中下旬に最後、私としては締めます。発送前に。ぎりぎりであれば2月20日過ぎでしょうか。そのときにはもう大体の情報がありましたので、ここで、そういった動きがある中でやるべきではないだろうといった判断で、先ほど、11月に始まって3月に受け取ったと記憶していますけれども、そこはそういうご理解でいただいて、予算編成の中身には計上しなかったとご理解いただきたいと思いますし、先ほどの実施設計においても、先ほど政策監が申し上げましたように、基本設計をやった業者を変えるということは当然こんな状況にはないようです。私も聞きました、調べましたけれども、だから1社からの見積りということで、今、担当課長の説明があつたようなんですけれども、やはりそこは不安なところも私自身もあります。設計を随意契約でとっておれば、あとは実施設計でとれるだろうということですが、そのために今、国土交通省の

出した部分で判断をしたということです。

もしほかの業者が参入の可能性があるとするれば2社とってもいいと思いますけども、当て馬のようにとるようなことはできませんので、今回に限っては、そういった基本設計、基本実施設計の流れの中で、どうしても今の方法しかなかったとご理解いただければと思います。ただ予算審議の後になりますけども、ご承認いただいたら様々な部分でなお、精査してまいりましたけども、また一層、精査できる部分は精査して住民に負担がかからないような、財政負担がかからないような取組を精いっぱいしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私から二点、まず、資料の説明に関してですけれども、先ほどご質問がありました交付税の仕組みとあるいは起債の残高については、当初予算あるいは補正予算説明資料でも折に触れて、説明資料としてもお示ししておりますし、説明を差し上げてきたとは思っておりますし、また、県下でも恐らくトップぐらいの資料の説明とはなっておるとは思います。ただ、今回の事業に関して、その交付税とはという部分から、あるいは全体的な起債の残高も含めての説明はございませんでしたので、そういったところについては、また今後努めてまいりたいと考えております。

それと、もう一点の随意契約の精査の件ですけれども、1社だけの随意契約になってまいります。これについては、今回、この実施設計の予算を上げるに当たりまして、建設課とも協議をしまして、その妥当性についても確認しました。なお、これが契約に至るということになれば、さらに、こういったところの精査がきちっとできるものかどうかは努めてまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） もう質問は最後ですので、一定、説明は受け止めました。一つだけ期限、スケジュールのぎりぎりのところが一つ、今日の質疑のやり取りの中で焦点になってきています。特に合併特例債の借入れの期限年度といえますか、借入れがもう最終、令和7年度やないといかんという説明を受けました。1年は365日ですので、例えば令和7年度でいきますと、令和7年4月1日から令和8年3月31日という期間になるわけですが、そこのどの時点で。当初予算ではじいておれば、令和7年度のところでは出るがでしょうけども、実際どこまでがそのぎりぎりのところですか。1年365日あるうちで、

もう4月じゃないといかんとか。年度が令和7年度に変わって4月いっぱいでないといかん、あるいは6月いっぱいでないといかんのか、9月いっぱい構わんのか、その辺についてだけ確認させてもらいます。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 合併特例債の期限の令和7年度に限ってちょっとお話ししたいと思います。

起債については県に、最終的には国になりますけれども、起債の借入れという申請手続等がございます。こういったものを通常ですと例年4月か5月あたりに、本年度の起債の借入れの申請という業務が発生してまいります。それと併せて、通常ですと予算が伴っているわけですが、予算そのものは後日、例えば補正予算で計上されても構わないとは思っておりますが、最終的に起債の借入れが認められた時点では予算措置がされておるのが基本です。

そういったところの予算措置だけで考えますと最終令和7年度の、例えば3月補正でも構わないとはなりますけれども、先ほど申し上げたような申請の手続、借入れの申請がしっかりと県になされるといった期限がございますので、そういった意味では本来なら4月、5月、あるいは国がそういったところでさらに追加といったところで認めていただければ、秋頃だとかそういったところでは申請が可能だとは考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

総務課財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 予算措置の話は今、政策監がお話ししたのですが、実際、借入れをするものについては、その事業が完了しておかなければ起債が借りられません。そういったところも考慮しながら時期は検討していただけたらと思います。

○議長（味元和義君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 予算書45ページ、下から2行目、B&G防災拠点事業機材購入費2,467万5,000円とありますが、これはどういう機材でしょうか。機材の説明をお願いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） この予算の2,467万5,000円になるんですけど、先日副町長からもお話ししましたB&G財団からの寄附金になります。その中で、実際パワーショベルとかダンプカー、一定の資機材を現物支給されたほかの分で、こちらで防災拠点等に使用

される機器一式で使える金額となります。

中身としては、今回計画しておりますのは避難所への資機材等、また建設課で活用されるパワーショベルと、今のところはそういうものを計画しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当課長からさっとB&G財団からの寄附金と申し上げました。ただ、全国でこんな事例がたくさんはあるわけではありません。先だって理事長がわざわざお越しいただいて、四万十町の特Aの受賞もあって、12年目ですか、今、B&Gの健全な運営ということがあって、そういった地域、B&G職員も含めた全体の評価をいただきながら今回の寄附に至ったということは、私からもおつなげさせていただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 岩井議員の質問で文化的施設から変わりましたので、私もこの予算資料の中で一点は確認しておきたいことと、もう一点は根拠をお伺いします。

予算資料4ページ下段です。雇用の継続の助成金の件ですけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で影響を受けた事業者、事業所に助成金を出すというこの事業について。

実は、昨日ですけれども、議会が終わった後で友人がやっております事業所で、こういった予算が可決されれば新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者にも助成金、支援がありますよということを話す中で、そこに別の方がおられました。その方は農家です。それで、その話を聞いていたその農家の方が「その話やったらわしのところも対象にならんかのう」という話があって、確認したいんですけれども。この資料、「町内の雇用及び労働の継続を支援するために新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して助成金を交付する」と説明されております。

一方、その下で「事業所の雇用者数等により」ということで助成を行うんですけれども、ここでは「事業所」になっております。事業所ですと農家はちょっと無理かなと考えるんですけれども、その下ではまた「事業所の中の事業者に」ということで12万円交付されるということなんですけれども。昨日のその方に対して私は、やはり農家の方は事業者ではあるけれども事業所として認めていただけるかどうか、対象になるかどうか、私では分らないので、あしたこの予算質疑の中で聞いてみますということで、今聞いているわけなんですけれども。今紹介した事業者、農家も対象になるのか。農家でもきちんと組合をつくっ

て、毎年決算、申告はしていると思うんですけども、法人化したり、あるいは組合化したりしているところもあろうかと思うんですけども、そういったところでないとこの助成金は受けることができないのか、その点について確認の意味でお伺いします。

そして次の5ページ上段、観光施設に簡易サウナを設置する事業が今年、そして来年にも計画されておりますけれども、令和3年度はライダーズイン四万十には設置型のサウナを一基、それからウェル花夢には同じく設置型を置く、そして三島のキャンプ場には移動式のサウナを置くと計画されて、三島のキャンプ場は来年度には設置型のサウナを計画していくといった内容ですけれども。高知新聞にこのいわゆる冬場の移動式サウナの記事が出ておりましたし、テレビでも取り上げていただいて、地元のテレビ局が実際に冬場にサウナに入って体を熱くして汗を出して、その後、四万十川にドボンと飛び込むということが放映されておりました。

この事業もそういった閑散期に入る観光対策として、補正予算で計上されたと思うんですけども、今言ったように事例として紹介をされておりますけれども、実際に行政でこれを提案するに当たり、ニーズ調査をしたのかどうか。どのぐらいのニーズが見込まれてこの三つの施設を予算化するのか。やはり根拠がないと、ただ置けばいいというものでもないと思います。税金を使って、こういう施策をやろうというのですが、安易な気持ちで、あれが面白そうなき、やろうねというのは。やってみてどうか分からんというのは民間でやればいいんですけども、これを行政として提案するには、その根拠がやっぱり必要かなと思うので、そのニーズ調査をやった上での提案なのか。

この二点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） まず、予算説明資料4ページの雇用労働継続支援助成事業ですけども、この事業は昨年度も実施しております。その中で農業者についての支援ですが、新型コロナウイルス感染症対策で農業法人を対象としているものと、そうでないものがございまして、これについて、はっきりと覚えていないので後ほど回答させていただきます。よろしいでしょうか。

それで一定、個別の農家については、昨年度の新型コロナウイルス感染症対策の支援の中で国等の助成金も農業に別途についているということもございましたので、その点については、にぎわい創出課では農業法人を含めるかどうかという点でして、農業者個人は対象にしていないということです。

以上です。

また、農業法人については後ほどお答えしたいと思います。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 資料5 ページ上段の観光施設簡易サウナ設置事業についてニーズ調査を行ったのかということですが、正直申しまして、消費者へのニーズ調査は行っておりません。ただ、現在、サウナ好きの方を「サウナー」と呼ぶなど、空前のサウナブームと言われております。全国的な事例を見ましても、三重県尾鷲市では火力発電所跡地で尾鷲ヒノキを活用した取組が進められようとしておりますし、また、山梨県では県を挙げてアウトドアサウナの聖地化を目指すと、最近ニュースにもなっているようなところではあります。

そういった中で今回導入するところは宿泊施設のあるキャンプ施設ということで基本的に限定しているわけですが、現状はシャワーがある程度ですので、より宿泊施設の魅力を高めるということで、その施設の指定管理者等ともしっかり協議を行った上で今回導入を図るというものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） サウナについて、答弁いただきました。やはり今ブームになっていることは私も存じ上げておりますけれども、世の中にはやっぱり物好きな人もいるかなというのが私の感じで、実際やればある一定の利用者が来るとは私も思いますので、是非、指定管理をされている方とも十分に話をした上で、閑散期の対策としてやっていければと思います。

もう一点ですけれども、執行部と我々議員は、この説明資料4 ページ下段ですけれども、課長が言われたことは分かるんですけれども、ケーブルテレビを見ている方は何のこっちゃと、多分、分からない方もいると思うんですけれども、やっぱりこれ、一事業者じゃなくて事業所と、ある一定の定義の中で書いておれば、理解しやすいと思うんですけれども、そこら辺について、もう一度答弁があればお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 事業所あるいは事業者という表現ですけども、これについては事業者に統一していくとか、分かりやすい表現に努めていきたいと思っています。

また、先ほど、回答は後ほどとしていました農林漁業者の対象ですけども、法人格を有

する者に限って対象とするという制度設計にしておりますので、ご了承ください。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 動議。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ただいま古谷幹夫君ほか5名から修正動議が提出されました。

資料配付のため、暫時休憩をします。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対して、古谷幹夫君ほか、堀本伸一君、武田秀義君、村井眞菜君、下元昇君、田邊哲夫君からお手元にお配りしました修正の動議が提出されました。したがって、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） それでは、私からお手元に配付した資料に基づき説明します。

令和3年9月16日、四万十町議会議長味元和義様。

発議者、古谷幹夫以下、今、議長が読み上げていただきました同僚議員です。

議案第90号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

1枚めくっていただきまして、修正案の提案理由説明書です。

事業名、文化的施設整備事業関連予算。

修正内容、実施設計の作成に関連する事業費及び用地取得支障物件等移転補償を含む事業費1億1,234万円の減額修正案を提案する。2款1項10目です。

本事業は、図書館、美術館を基本に展示、コミュニティ機能を加えた四つの機能を生かし、本町の生涯学習の拠点にするとともに、まちづくりの拠点として町民の誰にも親しまれ、多くの町民が集い、利用する施設を目指してきたものと理解します。その理解の上に

立ちまして、平成29年度に検討委員会を設置し、平成30年度、基本構想策定、令和元年度、基本計画策定、令和2年度、基本設計策定と進めてきたことは十二分に承知しており、決して本事業全てを否定する立場からこの修正動議を提案するものではありません。

しかしながら、これまでの経過をつぶさに振り返ったときに、住民への情報開示、特に施設規模決定の根拠が十分でなかったことが主因となり、令和3年3月3日には751名の署名による四万十町文化的施設建設反対の嘆願書が町に提出されたこと、また令和3年6月7日には四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書が町議会に提出された経緯を一議員として重く受け止めている。町民の誰にも親しまれ、多くの町民が集い、利用することを目指す施設にとって、前述した二つの動きは極めて憂慮すべき事態であり、決して軽んじることは許されない。

以上の観点から、将来に禍根を残さないためにもいま一度立ち止まって、施設規模について再考、精査する時間が必須と考え、下記の理由により減額修正を提案するものである。

1、基本設計に示された施設規模が必須の規模であるとする根拠は明確に示されない状況下で実施設計及び用地取得、支障物件等移転補償を含む予算の計上は認められない。

2、人口減少下における町施策が必須とされる今、現施設の3倍強の施設規模が必要である理由を町民に明確に示し、理解を求めた上で今後の事業を進めるべきである。

3、利用者の見込み、ニーズ調査に基づいて算出された施設規模となっているのか。そうであれば、その根拠を住民に明確に示し、理解を求めた上で今後の事業を進めるべきである。

修正内容を読み上げていきます。お手元に配付しております修正案説明資料の表と突き合わせながらご覧いただきたいと思います。

修正内容は、歳出では2款1項10目文化的施設整備事業費で施設建設用地の地質調査費用である文化的施設地質調査委託料204万円と、建設に当たり必要な擁護工事に係る旧役場本庁舎跡地擁壁補強工事設計委託料223万3,000円を減額したほか、施設の建設に直接関わる文化的施設整備工事実施設計委託料7,722万円を減額し、用地取得に要する費用である文化的施設用地購入費657万4,000円と支障物件等移転補償費金2,253万2,000円を減額する。また、収用事業に係る事務費である収用事業認定申請手数料15万8,000円と収用事業広告料5万4,000円、収用事業認定申請書作成委託料152万9,000円を減額する。

続いて歳入では、施設整備に対する特定財源である19款1項2目その他特定目的基金繰

入金で施設等整備基金繰入金550万円と、22款1項1目総務債で合併特例事業債1億490万円を減額する。

なお、予算総額の調整分として歳入の地方交付税194万円を減額し、第1表、歳入歳出予算補正のとおり、補正後の予算額を201億8,566万円とした。また、文化的施設整備事業において、今後の全体事業費について予算を確保するものである第2表を削り、それに伴い第3表を第2表とし、第4表、合併特例事業費の項を削り、同表計の項中21億1,060万円を20億570万円に改め、同表を第3表とするものである。

以上です。是非多くの方のご賛同をいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） これで提出者の修正案の説明を終わります。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番古谷幹夫君、前へ。

これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、橋本章央君。

○15番（橋本章央君） それでは、修正案の提案理由の説明について質疑します。

その中に主因となったという部分で住民への情報開示が十分でなかったことが挙げられておりますが、この住民というのは、私たち議会議員は住民の代表としてこの場へ来ておる、出席をしておるといふ、そこから見れば、議会にも十分な説明がなかったという意味でありますか。その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） 確かに私たちはそれぞれが支持をいただいて、住民の声の代表として出ている、そのことは今更確認するまでもないですけども、ここに書いておりますように、住民の方誰にも愛され、多くの町民が集い、利用する施設を考えたときには議員だけでなく、実際に利用される住民、町民もしっかり意識した中で私は考えていくべきやという捉え方の中でこの表現を使っております。

ここには括弧書きで書いておりますように、特に昨日の私の一般質問でも質問しましたけども、2,000㎡ありきでずっと動いてきたことを私は特に、この施設規模2,000㎡の根拠はどこにあるのかというところに、もやもやが続いたままにそのことを指しておりますの

で、そういうご理解をお願いします。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） これまでの経過を振り返れば、時々全部が報告され、あるいは全員協議会なりで説明も受け、また、分からない点については一般質問もしてきた、そういう経過の中で、これは住民への説明という部分については、説明を受けた住民の代表の私たち議員が町民に対しての説明していく、そういう立場で進めることもできたはずですが、その点についての考え方を説明してください。

○議長（味元和義君） 4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） おっしゃるように、当然そういう立場というのは避けられない部分を担っておると思います。ただ、私もこの修正案の提案に当たりまして、昨日の一般質問でも触れましたけども、これまで同僚議員がこの施設に対して投げかけた質問、そしてその執行部の答弁をつぶさに振り返ってみました。ずっと振り返ったときに、どうしても2,000㎡ありきという、この数字だけを前提にして、そこに踏み込まないような位置付けの中でいろんな説明を受けてきた。これは私自身の議員としての反省すべき点の一つであろうとは私も自覚はしております。ただ、けど、そういった流れの中で、ここに書いておりますように反対の嘆願書が出てきたと。これはこの時点になって初めて、基本設計が整った段階で、住民にとったら目に見える形、ある程度は想像できる形のものが出来初めて住民も関心を持たれて、「ええっ、そんなこと」いうが、そういったことも踏まえてのこととであります。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） どのページにか、72%が意見公募した際に賛成というか、そちらの態度を表明した調査結果が出ております。これを受けて、それほどの強硬な反対意見はなかったと理解して議会が進めるべきでないか、この人たちの思いを無視する状況になりはしないかという点については、どうお考えですか。

○議長（味元和義君） 4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） 私たちがいただいた説明資料、15人の方の意見を分類されて、賛成またはどちらかといえば賛成の意見、そして反対、どちらかといえば反対の意見ということで、賛成は72%、反対の意見は10数%という数字が示されました。

確かに、意見公募の数字としては、単純にそれを計算すればそのとおりなのですが、私の一番引っ掛かっているところが施設規模ですので、その意見公募の意見を見たと

きに、それを非常にしっかりと指摘された意見、言うたら、あらゆる角度から深読みしていただいて指摘された意見、10番の意見ということで、私が一般質問に挙げましたけども、この意見がやっぱり非常にこれから利用していつてくれるであろう大事な世代の方、そして、これから子どもも育てていく同僚の仲間といった方の意見も踏まえた中で規模の縮小という意見が出されておった。このことはしっかりと私は受け止めないかんということで、単純な数字のところではいけばそうです。

そのことと関連して数字だけでいけば、反対の陳情書のときには議員が採択6人、それから不採択9人。この数字を単純に言えば40%・60%です。それをもってどうのこうのという議論は、それは数字としてこうですよというところでとどまって、それ以上の取上げ方はいかなものかなという思いで受け止めております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

修正案に対する討論は原案に対する討論と併せて行います。

暫時休憩をします。

午後1時08分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（味元和義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） それでは、私は原案に賛成の立場で討論を行います。

先ほど提案されました中にやっぱり私が質問した点、例えば様々な問題点があるならば議会としていろいろ取るべく方法は今までにあったと、このような解釈をしております。議論ができないのであれば最悪、特別委員会を設置する、そして議論を深める、そういう時間も十分にとれたはずであります。その中でそういう動きをせずに、今ここで原案に対して修正案を出すというのはいかがかと私は思っております。

先ほど来の質疑からの流れで課題点、問題点というのは様々皆さんご理解いただいたようですので、もうその点についてあえて繰り返してここで述べませんけれども、やっぱり

議会として住民に対して、議会から説明する説明責任も果たしていなかったのではないかと
いう反省もあります。そういう理由から、私は今回の提案されておる原案に対して、
粛々と進めていただきたいという思いから賛成します。

私は今度新しい文化的施設で行われるであろうという、STEAM教育に参加してみました。
十和地域振興局の2階で休日に行われ、そのときに小学生、中学生一緒になって、こ
のSTEAM教育というものを実施した、それに参加した。そのときに子どもたちの表情。学
校でプログラミングを習って、それを基礎に、その延長としてしっかりとした学びが行わ
れているな、これをもっとこの子たちに早い時間に。1年経てば6年生は中学生になりま
す。中学生は高校生になったりして、なるべく早い時期にプログラミングの基礎を築い
て、その上でそれを実践につなげるような方向性を早く体験させてやりたいな、そのこと
を。今、四万十町におりますのは数少ない子どもたちです。その子どもたちの目の色、動
きを見て深く感激しました。ここでよどみなく物事を進めて、この子たち、たくさんの方
に夢をかなえていただけるような施設になればと私は願っております。

余分なことも言いましたけれども、以上で原案に賛成する答弁にします。

○議長（味元和義君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） それでは、私は文化的施設整備事業について、原案に賛成の立場
で討論したいと思います。

今回、一般質問等でも出されました、意見ナンバー10を取り上げて規模縮小、あるいは
精査、規模等の再検討、そして期間を設けるべきといった意見が出されました。一方で、
多くの賛同する意見、いわゆる施設整備を前提とした前向きな提案の声が多いことにも着
目すべきではないでしょうか。また、意見公募以外でも十和地域での分館整備も含めた積
極的な議論が行われていることも事実であります。

規模が、大きいとか、あるいは縮小したらいいとか、こういう問題が起こると、私はふ
と合併当初において、西の玄関口、道の駅四万十とおわの建設事業を思い出します。その

当時、十和地域で計画されておりました道の駅は非常に大きすぎるということで、議員各位から、窪川地域の議員の方々から多く意見が出されました。そのときに私は当時の合併委員長である甲把氏に、後の副町長でございますが、それは合併当初における信義に反するのではないかと私は申し上げたことでした。現時点でその道の駅はどうなったかという、平成28年度には確か14万5,000人、そして平成29年度には12万6,000人、そして令和2年度には8万人が十和地域においでいただきました。それはとりもなおさず、地域の中で一生懸命に取り組んできた結果だろうと思います。

現時点でこの計画では、4万人を目標に今、建設の中で計画が出されておりますけれども、この志を立てて一生懸命それに向かって邁進すべきではないかと思っております。

これは余分なことですけれども、現在では十和地域のジップラインも含めて駐車場が足りないという状況になって、現在進めております。参考までに、もし皆さんが見たいというのであれば、当時の合併当初の議会議事録を是非見ていただきたいと思います。

それでは、仮に今回の補正を見送って精査や再検討の期間を設けたり、あるいは規模縮小となると、そのための協議、あるいは期間、そして予算も必要になると思われます。基本計画が完了し、実施設計に未着手という状況で、現在、設計者が存在しておりません。作業は止まっている状況であるのに対し、意見公募の意見を踏まえた基本設計からの設計変更や、規模の見直しを設計作業抜きでどう進めていくのかも課題と思われます。

議会では、平成27年度歳入歳出決算についての自由討議を行いました。その中でも図書館に対するいわゆる図書館の充実、あるいは人材の育成、公設塾の充実ということが出されております。また、図書館・美術館を中心としたまちづくりの視点で、例を挙げて議論もされています。基本計画に定めたサービス計画と設計を同時に進めることによって、これまで議会として異議はなかったと理解しております。予算も議決され、進めてきたのは議会です。

基本設計事業者をプロポーザル方式で選定し、公募の条件において基本設計業者に実施設計を委託することになっていると思います。年内に案を策定するサービス計画、移動図書館、あるいは十和分館も並行して遅れていくと想定されます。仮に基本計画、基本設計事業者が施設規模の精査や再検討の期間、実施設計の契約を待つ場合においても、実施設計の委託を確約できるとは限らないと思われます。施策の規模、見直しに当たっては正式な委託契約がない限り、検討の場には入れないのではないかと私は推察します。

文化的施設整備事業は、図書館、美術館、そして展示、コミュニティの機能を主体とし

た理念及びサービス計画に基づき、町民の生活の中に浸透し、世代を超えて文化が循環していくまちを目指さなくてはなりません。交流人口や回遊人口の拡大、ひいては定住、移住も現在、令和2年度には160人と聞いておりますけれども、生涯学習の一環として文化的施設整備事業に賛成をするものです。ご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 私は、この修正案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

この文化的施設には、私は当初から反対の立場で一般質問でも何度かしました。その都度、これを修正等することができないのかとか、様々な質問をしました。方向を変えることは可能であるといった答弁もいただいていたとは思いますが、結果的に修正も何もなく、粛々と進められて今回に至っております。

私も町民の代表であります。先ほど議会議員も町民の代表であり、議会議員も説明する立場にあるのではないかとありましたけれども、私も議員として、この文化的施設において、いろんな町民と話をし、意見も聞いてきました。説明もしてまいりました。その中で私の周りにはこれに賛成の方は1人もいませんでした。それと、この前にこの文化的施設の説明会で東町、茂串町、本町の住民を対象に福社会館で説明会があり、私も傍聴として行っておりました。その中で賛成者もいました。けれども、一つの常会の代表として来ておられた方は、「うちの常会では全員が反対です」ともおっしゃっておられました。

ここの意見公募での主な意見内容と対応方針というところで、15名、46件の提出意見ということで、先ほどこれをパーセントで言われておりましたけれども、15名の46件で、そのパーセントでこれを判断する、それで説明ができて賛同、町民の理解を得られておるというのはあまりにも無理があるのではないかなとも思います。これをパーセントで言うのであれば、この前、出された嘆願書の751名、この人数とどう比較して判断をするのかといったことも考えて、この時点でこの文化的施設において、これをそのまま進めることは町民の理解は得られておるとは思えないという私の判断であります。私が話をする町民の方もこれをやめろということではなく、修正できないのかと、規模も縮小してそれなりの大きさでできないのかという意見が多々ありました。

ですので、私はこれをこのままいくのではなく、一度立ち止まって見直すべきではない

かということで、この修正案に賛成する立場で意見を言わせていただきます。議員各位の皆さんのご理解、ご賛同をよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） 私は、今回出された修正案に賛成の立場、つまり執行部から出されておりますこの計画を一時止めて、改めてみんなで考えていこうじゃないかという提案に賛成の立場であります。

まず、なぜ反対か賛成かという私の気持ちを述べる前に、今の私の議員としての心情を少しだけ述べますと、一個人の議員の考え方、あるいは意思決定の重み、これは一体どういうことだろうということを6月定例会からよく考えさせられております。6月定例会にはご存じのように、見直しを求める陳情書が出されまして、所管の常任委員会では採択されました。それが本会議の採決時には逆に不採択になりました。私も今振り返ってみますと、6月定例会のそういった採決までの間にほかの議員ともいろいろこの施設をめぐって、反対に回った9人の中の何人かの方々も、私とお話をする中では「こんなもんは造ったらいかんね」と、「あとが大変になるね」ということで反対の意見を言ってた方がおりました。しかし、6月定例会最終日の採決のときには、常任委員会では採択されたように9対6で採決されるだろうと私は思っておりましたが、結果はその逆でした。

そして今議会、昨日、この修正動議を出す文書には、提案者を含めて8名の賛同する方の署名がありました。それが今日来て、これを見ますと2名の方が削除されております。一体どうなっているんだと。議員の考え方、あるいは意思決定が一晩で変わるということはどうだろうと、私はつくづく今回考えさせられました。

いろいろ聞いてみますと、昨日議会が終わってから執行部がその方々にお会いし、もう一度考え直してくれといったことで考えが変わったものと思います。執行部にすればやはりこの計画どおり進めたい、だからその点について執行部をとにかく言うつもりは全くありません。

さて、今の私の議員としての心情を述べましたけれど、具体的にどういったことに私は納得がいけないからこれまで反対をしてきたかは、6月定例会でも陳情の採決前の討論で重々述べましたので、その点は全て申し上げませんけれども、一点だけ、皆様方に申し述べたいことがあります。

今回のこの複合施設、図書館機能、美術館機能、展示機能、そしてコミュニティ機能、これは四つの機能を考えられて粛々とこれまで進められてきましたけれども、この四点目のコミュニティ機能について、私の今までの経験から申しますと、この資料の中にはコミュニティ機能には、町民の皆さんに開かれた施設ですよということを書かれておりまして、確かにそのコミュニティの場でいろんなイベントをすれば一時的には人が集まり、にぎわいもあろうかと私も思います。

そして次に、中心市街地やまちの中とのつながりを持った施設ですと書かれております。このことについて少しだけ私の考えを述べます。合併前、窪川町時代、私がちょうど観光協会会長をしているときでしたけれども、年間約10万人の参拝者が訪れます岩本寺の真ん前の駐車場、あるいは元町筋、今は家が建っておりますけど、昔はお寺から見ると左側には随分空き地がありました。そこで職員と提案して、何とかもっと中心地ににぎわいが取り戻せるようなことを探ろうということで、あそこで門前市を企画して、のぼり旗などを作り、最初は10店舗ほどの方々が出店して、毎週日曜日に、2年間ほどやりました。

その当時は新型コロナウイルス感染症も全くありませんので、大型バスでどんどん来られて、たくさんの方々が私どもの前をとお寺に入り、参拝を済ませ、バスに帰ってきます。割合的に言いますと、100人に1人ぐらいが、たまたまおながすいていたから、ちょっと珍しい、ほかにはないからということで、そんな物珍しさもあり、食べていただいたり、物品を買っていただいたことも実際ありました。しかし、その事業を、雨の日も

頑張ってみんなでやって、その結果、2年余りで、これ以上やってももう結果が出たねと。やはり、参拝者はそういった近くに週に1回店舗を出しても客として寄ってくれないねということがはっきりしました。やはり、参拝者は、お四国回りの一環として三十七番札所に来るわけですから、2年間やって目的が違うという結論が出ました。

そこで、今回のこの中心市街地やまちの中とのつながりを持った施設を仮に造ったとしても観光客として来るわけではないと思います。やはり、この美術館あるいは図書館を利用して、自分のいわゆる趣味であるとかそういったことを、この新しい施設に来て体験してみようということであられると思います。そういった目的を持った方がこの施設に来て図書を見たり、あるいは所蔵品の美術品を見たりしても、それから歩いてまちの商店街に足を運んでということは考えられません。しかし、今回の執行部からの提案ですが、コンサルタントの考えも一度私ども議員全員聞かせていただきました。私は都会のコンサルタントのものの考え方と、私どもがこれまでに実践して、まちの中への集客になるかをやってみましたけれども、やはりそういった方はなかなかまちの中には来ていただけません。この施設そのものには先ほど言ったように、にぎわいである一定の人が来られるとは思いますが、まちの中への波及効果は考えづらい点がございます。

そういったことも含め、一点だけ、あと付け加えて申し上げますと、前回の6月定例会の討論で一つだけ言い忘れておりましたけれども、場所の問題です。やはり役場跡地に造るとなれば、6月定例会でも申し上げましたけれども、これは子どもたちの将来への投資だと大きく書かれておる事業です。ところが、その子どもたち、人口減少でどんどんこれからいなくなります。そして、今の学校は琴平町の小学校、琴平町の高等学校、香月が丘の中学校と、学校関係は全て学園通りの近くにあります。執行部の提案のように複合的な施設をするならば学園通りの町有地では狭いと私も思います。しかし、そういった子どもたちへの将来への投資を考えるのであれば、子どもたちが日頃、行き交うその動線上に施設を造るほうが、一番効果が上がるのではないかなと私は考えておりますので、役場跡地に造りますと、子どもたち、学生たちの動線から外れます。

そういったことも含めて、改めて、原案に対しては私自身納得できませんし、今回、修正案を出されました。一時的にもう一回考えてみようと、場所のこと、規模のことも含めてもう一度考えてみようという案に賛成の立場で私の気持ちを述べましたけれども、まだこの後、採決が控えております。どうか、今申し上げましたこと、私に賛同していただきまして、一人の方でもこの修正案に賛成していただきますことを心からお願いしまして、

討論とします。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

まず、本案に対する古谷幹夫君から提出された修正案について採決をします。

古谷幹夫君から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立少数です。賛成者、4番古谷幹夫君、6番武田秀義君、8番下元昇君、11番岩井優之介君、12番田邊哲夫君、13番堀本伸一君、14番村井眞菜君。起立少数です。したがって、修正案については否決されました。

次に、原案について採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。賛成者、1番酒井祥成君、2番槇野章君、3番林健三君、5番緒方正綱君、7番吉村アツ子君、9番水間淳一君、10番中屋康君、15番橋本章央君。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。1時55分まで休憩します。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4、議案第91号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第5、議案第92号令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議案第93号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第94号令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第91号から議案第94号までの4議案を一括議題とします。

この4議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第

1号)を採決します。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

これより議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第95号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第96号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第95号及び議案第96号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 一点だけお伺いしたいと思いますが、介護保険事業で128ページになります。勉強していませんのでお答えになる方はよろしくお願いします。

今回、歳入で基金の繰入れを当初4,300万円入っていたわけですが、9月補正でこの基金は全額元に戻すとしていますが、その内容として、保険料が予定より1,300万円余り増えたりしたせいなのかなという、正確な金額を把握していませんが、3月までもう今

後基金の繰入れはしなくていい、９月で見込んだということによろしいでしょうか。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 基金の繰入れについては書いてあるとおりで、状況を判断しながらやっていくとなっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 数字の上では見てのとおりです。普通、基金をある程度、３月まで、年末まで置いておくのかな。今回全額を元に戻しますので、もう基金は繰入れしなくてよいという判断を９月でやられたのでしょうかという単純な質問ながですね。というのはこの第８期計画の中でも、この問題も私も指摘をさせてもらったのは、基金ということで３年ごとの保険料の見直しがされるわけですが、基金はどうしても必要だと、いざというときに必要だから積立てをしておくんだと言いながら、当初ではこうやって基金を崩すわけですけども、今回も全額当初予算の４,３００万円も９月で元へ戻しますので、基金は今年度はもう使う必要がなくなったと、十分歳入は見込めていくんだという担当課としての見解でしょうかという単純な質問です。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 繰越金の部分の金額が、書いてあるとおりに確定しましたので、基金からの繰入れの必要がなくなったため落としました。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第95号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号令和３年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

これより議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第97号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第98号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第97号及び議案第98号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 窪川荘と四万十荘の補正を見ると、窪川荘は昨年度の繰越しが六百数十万円ありながら、四万十荘の場合は逆に繰越金が10万円減ったということですが、これは結果的には令和2年度、窪川荘はそこそこの運営ができておったけれども、なかなか四万十荘の場合は繰越しを計上するほどの黒字経営ではなかったという見方でよろしいんでしょうか。その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 議員のおっしゃるとおりです。窪川荘は去

年、令和元年度の繰越金もありまして、その部分で令和２年度は繰越金が少なくて済んだんですけれども、四万十荘は赤字でしたので繰入金が必要でした。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第97号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号令和３年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

これより議案第98号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号令和３年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第99号令和３年度四万十町下水道事業特別会計補

正予算（第１号）、日程第13、議案第100号令和３年度四万十町水道事業会計補正予算（第１号）、以上、議案第99号及び議案第100号の２議案を一括議題とします。

この２議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第99号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号令和３年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第99号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号令和３年度四万十町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第100号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第14、認定第1号令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

認定第1号については、質疑終了をもって後刻設置を予定しております決算特別委員会に付託を予定しております。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、この後、設置を予定しております決算特別委員会に付託を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第15、発委第3号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） 発委第3号。令和3年9月16日。四万十町議会議長味元和義様。提出者、四万十町議会運営委員長田邊哲夫。

四万十町議会決算特別委員会の設置について。

今読み上げました議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

それでは、発委第3号の提案の趣旨説明であります。それでは、議会運営委員会で提出を行いました発委について説明します。

四万十町議会決算特委員会の設置について。

次のとおり、決算特別委員会を設置するものとしております。名称は四万十町議会決算特別委員会。設置根拠ですが、地方自治法第109条及び四万十町議会委員会条例第6条で

す。

目的としては、四万十町議会第3回定例会に認定第1号令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部から提案がなされました。この議案は、今期定例会の期間だけでは十分な審査、精査の時間が取れないものと思われ、四万十町議会決算特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中にも継続し、決算審査を行うことを提案するものです。

委員定数としては7名を提案したいと思います。任期は第4回定例会決算審査の報告までとなっております。

議案付託については、決算特別委員会に認定第1号令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について付託を行うものです。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（味元和義君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第3号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会決算特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中も継続して決算審査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会決算特別委員会の経費につきましては、当分の間は令和3年度の予算から支出するものとします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第16、四万十町議会決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。ただいま設置されました四万十町議会決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第3項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

氏名を読み上げます。四万十町決算特別委員会委員、2番榎野章君、3番林健三君、4番古谷幹夫君、5番緒方正綱君、6番武田秀義君、10番中屋康君、14番村井眞菜君、以上7名です。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会決算特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

これより四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、四万十町議会決算特別委員会を議長より招集します。

令和3年9月16日。四万十町議会決算特別委員会委員様。四万十町議会議長。

四万十町議会決算特別委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会決算特別委員会を招集しますので、出席願います。

令和3年9月16日午後2時20分。場所、3階委員会室。

暫時休憩をします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会決算特別委員会から委員長及び副委員長それぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告します。

四万十町議会決算特別委員会委員長、5番緒方正綱君、副委員長、4番古谷幹夫君、以上のとおりです。

お諮りします。ただいま中尾町長から議案第101号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号の追加1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第101号を日程に追加し、追加日程第1号の追加1として議題とすることに決定しました。

提案書を配付します。暫時休憩をします。

午後2時30分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 追加日程第1号の追加1、議案第101号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第101号損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度から令和2年度にかけて町が施工しました茂串雨水ポンプ場建設工事に伴う振動及び地下水の流動変化により隣接住宅に与えた損害を賠償するため損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

当該工事については、豪雨による吉見川の浸水被害を解消するため、令和元年度から令和2年度にかけまして茂串町に雨水排水対策を強化するポンプ場を整備したものです。

施工に際しては、周辺に住宅が密集しているため、令和元年6月に工事損失の事前調査を、工事完了後の令和3年8月に事後調査を実施しています。事後調査の結果、工事の振動及び地下水の流動変化を原因とする隣接住宅2棟に複数箇所の損傷が確認されましたが、施工業者の瑕疵は認められませんでしたので、工事請負契約の規定により町がその損害を賠償するものです。

なお、損害賠償額については国土交通省が定める事務処理要領を準用して算定しております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 是非、後学のためにお聞きしたいですが、説明資料2ページに損害賠償額の算定根拠が示されております。この中に事細かに諸経費と出てきますが、この諸経費について説明をいただきたいです。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 諸経費について説明します。

この算定基準については「公共事業に係る工事の施工に起因する地盤変動に生じた建物等損害等に係る事務処理要領」、国土交通省が定めたものですが、この要領に従ってやっております。

諸経費については、一般の工事と同じように、例えば、現場監督の給料だとか、そういった現場監理費、一般監理費に相当するものがこの諸経費に当たるものです。この算定基準に比率が定められておりまして、その基準に従って積算されたものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 国土交通省が定めた云々は分かります。それに従ってやっているんだろうということは申しておりません。一般管理費とはどういうものが含まれるか、もうちょっと説明してくれんと分かりませんので、お願いします。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 一般公共事業でもやっております工事の、例えば現場で仮設の仮囲いだとか、現場の清掃、それから現場での打合せとといった直接工事には関わらないですけど、そういったものが含まれます。写真を撮ったりだとか、その写真の現像費だとか、あと会社の本社の運営費だとか役員の給料とかがもろもろ含まれたものが諸経費に当たります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第101号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第101号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま中尾町長から議案第102号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号の追加2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第102号を日程に追加し、追加日程第1号の追加2として議題とすることに決定しました。

議案書を配付します。暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時43分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 追加日程第1号の追加2、議案第102号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第102号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど議決をいただきました議案第101号に係る損害賠償について予算措置を行うものです。茂串雨水ポンプ場建設工事による隣接住宅への損害賠償額として477万4,000円を定めることに伴いまして、予算総額を調整し、歳入歳出それぞれ500万円を追加計上しております。

なお、累計予算額は歳入歳出それぞれ203億300万円となっております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第102号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第102号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第102号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、発委第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 発委第4号。令和3年9月16日。四万十町議会議長味元和義様。提出者、四万十町議会総務常任委員長緒方正綱。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

それでは、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」案について、提案理由の説明をします。

発委第4号。令和3年9月16日。四万十町議会議長味元和義様。提出者、四万十町議会総務常任委員長緒方正綱。

お手元に配付しております意見書をご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面において、甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面をしております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。このため、地方自治法第99条に基づき、国会、関係行政庁に別紙意見書を提出するものでございます。

なお、今回の意見書提出に当たっては、全国町村議会議長会より地方税財源の充実を求める意見を全国の町村が一斉に上げていくよう協力要請がっております。

提案の趣旨は説明を申し上げましたので、要望事項のみ読み上げます。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりますが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は本来、国家補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改革により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改革により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日。四万十町議会議長味元和義。

なお、意見書の送付先は衆参両院議長ほか関係大臣です。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発委第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出についてを採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま発委第4号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものについては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲

において、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第19、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所管事務の調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がっております。

お諮りします。教育民生常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩をします。

午後 2 時55分 休憩

午後 3 時03分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 3 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員